

防衛施設強靭化推進協会との意見交換会

～制度改正等に関する情報提供～



2025年10月17日(金)
防衛省整備計画局施設グループ

技術基準等関係

品質証明業務における品質管理証明者等の選任及び業務について

01

設計意図伝達業務及び設計変更のアウトソーシングについて

02

標準図活用方式で発注する建設工事における積算手法について

03

技術業務へのスライド適用に係る文書制定について

04

技術業務における旅費の実費精算について

05

技術業務における情報共有システム等の活用について

06

猛暑を考慮した工期設定について

07

1. 品質証明業務における品質管理証明者等の選任及び業務について

【品質管理証明者及び工事監理者の選任について】

品質管理証明者

- 原則として、第三者に委託。
※ ただし、第三者への委託が困難な場合に限り、品質証明業務に関する誓約書に理由を添えて提出した上で受注者の品質管理部門等による実施も可。
- 要件:以下の(1)~(4)のいずれかの資格又は経験を有するものとし、業種毎(建築、土木、電気・通信、機械)に配置。
(1)工事の監理技術者、主任技術者の経験を有する者。
(2)事業監理業務、基本検討業務、設計業務及び工事監理業務のいずれかの管理技術者又は照査技術者の経験を有する者
(3)担当業種に応じて資格等(通常の施工監理業務技術者同等)を有する者。
※品質管理証明者は専任の必要はない。また、資格要件等を満たす場合は業種間の兼務可。
(4)公共工事の発注者として技術的実務経験(工事監督)が10年以上のもの

建築士法の工事監理者

- 工事受注者自らが実施することができる。
- 監理技術者は、工事監理者との兼任はできない。(監理技術者は専任義務あり)
- 工事受注者から委託された品質管理証明者が、すべての工事監理を実施することは不可(一括下請負の禁止)であるが、一部※を行うことは可能。
※例えば、設備の工事監理者
- 資格要件:建築士法に規定されている資格要件を満たすものとする。

1. 品質証明業務における品質管理証明者等の選任及び業務について

【品質管理証明者の業務内容】

背景

ECIの技術協力業務を請け負う数社から、品質証明業務を第三者へ委託するため、設計コンサルと調整しているが、設計コンサルからは、運用ガイドラインの確認ポイント表に品質証明業務が実施する項目が記載されているものの、一つ一つの作業ボリュームが不透明なところ、受託することに不安が残るとの意見があったことから、各実施事項の具体的な作業内容について、示してもらえないかとの要望。

品質証明業務のために積算で見込むこととしている以下の日数の範囲内で業務ができるように配慮し、各確認項目に対する具体的な確認方法を定めた。

臨場は、施工期間中に新設及び改修の建物1棟当たり、各職種につき1ヶ月当たり2人日(技師C)

(臨場日数)=2人(月あたり)×施工期間(○ヶ月)

施工期間は建物毎かつ職種毎に異なるため、それぞれに設定する。

概要

品質管理証明者の具体的な確認方法の例

※上段:運用ガイドライン、下段:今回の通知文書への記載内容

- 一工程ごとに確認する
→ 原則、1ヶ月毎に確認を行う
 頻繁に確認する必要はなく、1ヶ月に1回程度
 局の検査前までの確認
- 工事関係書類が適切に整理されているか確認する
→ 工事完成検査前までに、適切に整理されていることを確認し、書類等に抜けがないか確認する。
 書類の有り無し程度の確認
- セメント、細骨材、水、混和材、保水剤等は選定が適切か確認
→ セメント、細骨材、水、混和材、保水剤等の選定が設計図書等に適合していることを納入書により確認する。
 書類でまとめて確認
- 配管材料の規格は適切か
→ 工事で使用する配管材料について、規格は適切なのか、機材・材料検査簿において確認する。
 書類でまとめて確認

2. 設計意図伝達業務及び設計変更のアウトソーシングについて

背景

防衛省が実施する建設工事において、工事の受注者及び工事関係者等に対して、建設工事の適正かつ円滑な実施の確保のために以下の支援業務を行うもの。

【建築工事・設備工事】

- ①設計図書に関する質疑応答及び説明等(設計意図を正確に伝える)
②工事材料、設備機器等の選定に関する検討や助言等
③工事中に必要となる設計図書の変更に伴う図面作成及び積算業務等 ⇒追加業務(設計変更資料作成)
- ⇒設計意図伝達業務
⇒設計意図伝達等業務として随意契約

(標準人工) ※③は業務の実態に応じて、監督官と協議の上、精算とする。

①及び② 官庁施設の設計業務等積算要領に基づく算定方法による算出

③ 官庁施設の設計業務等積算要領に基づく実施設計業務における一般業務に係る標準人工数の10%を標準

【土木工事】

工事中に必要となる設計図書の変更に伴う図面作成及び積算業務等 ⇒追加業務(設計変更資料作成)

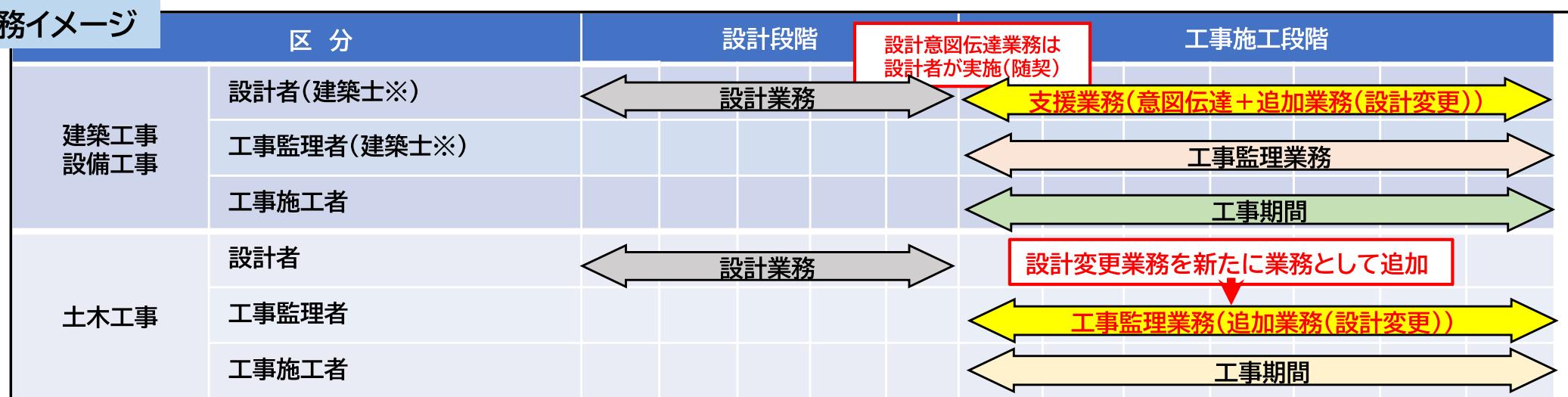
⇒工事監理業務に予め含めて契約

(標準人工) ※実績を踏まえて必要人工数を精算の対象とする。

設計変更1回当たり10人／回×2回分の変更×対象工事件数〇件、現場打合せ回数は、設計変更1回当たり1人／回を標準

※設計瑕疵及び補備設計に該当する業務は追加業務(設計変更資料作成)の対象外

業務イメージ



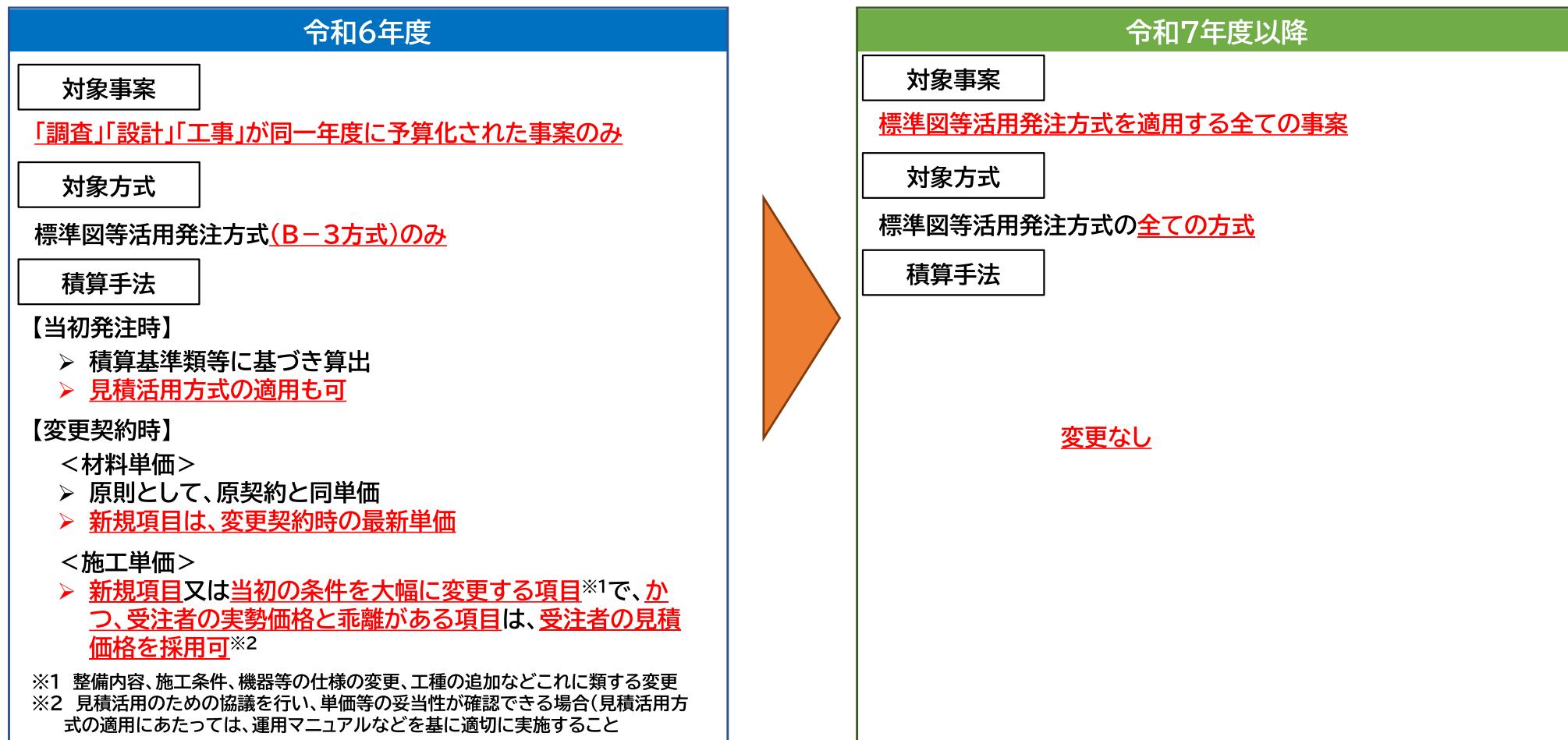
3. 標準図活用方式で発注する建設工事における積算手法について

背景

標準図等活用発注方式の場合、発注時点と設計完了時点とでは、施工条件や積算条件(仕様・数量等)に大幅な変更が生じるおそれがあり、入札参加者には、当初発注時の積算や設計完了後の契約変更時の積算手法を適切に理解して入札してもらう必要がある。令和6年度は見積活用方式の適用を「調査」「設計」「工事」が同一年度に予算化され、標準図等活用発注方式(B-3方式)で発注した事案のみとしていたところ、令和7年度以降は標準図等活用発注方式を適用する全ての事案、全ての方式に適用を拡大した。

概要

令和7年度は対象事案及び対象方式を拡大



4. 技術業務へのスライド適用に係る文書制定について

背景

建設工事と同様に、技術業務においても賃金水準の変動又はインフレ等により業務委託料が不適当となることが懸念される。このような背景を踏まえ、建設制度官にて設計等技術業務委託契約書及び事業監理業務委託契約書が改正され、技術業務においてもスライド条項が適用可能となることから、その細部事項について新たに定めた。

文書制定

●設計等技術業務

建設制度官

改正:設計等技術業務委託契約書について

改正:設計等技術業務委託契約書の運用基準について

廃止:最適化事業における設計業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いに関する試行について



施設整備課

新規:設計等技術業務委託契約書30条の2の運用について

新規:設計等技術業務委託契約書30条の2に係る運用の手引について

廃止:最適化事業における設計等技術業務委託契約書第30条の2の運用について

廃止:最適化事業における設計等技術業務委託契約書第30条の2に係る運用の手引きについて

●事業監理業務

建設制度官

改正:事業監理業務委託契約書についての一部改正について

改正:事業監理業務委託契約書の運用基準についての一部改正について



施設整備課

新規:事業監理業務委託契約書第21条の2の運用について

新規:事業監理業務委託契約書第21条の2に係る運用の手引について

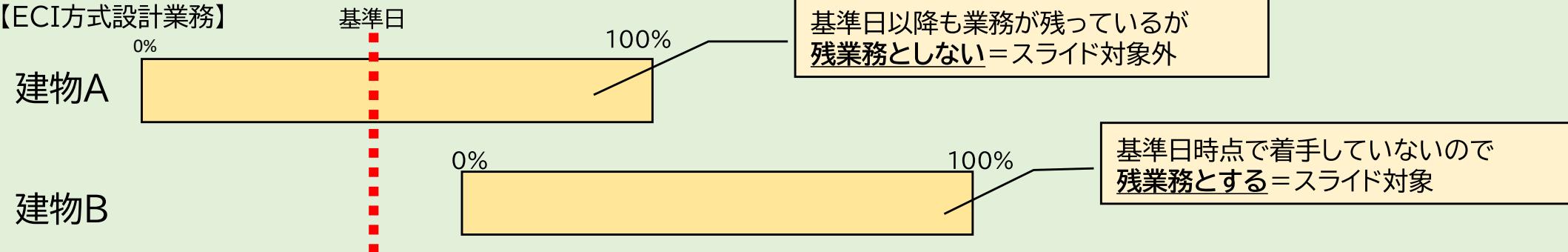
概要

●これまで

技術業務に関しては、最適化事業におけるECI方式の設計業務のみに適用

スライドの対象となる残業務量と基準日

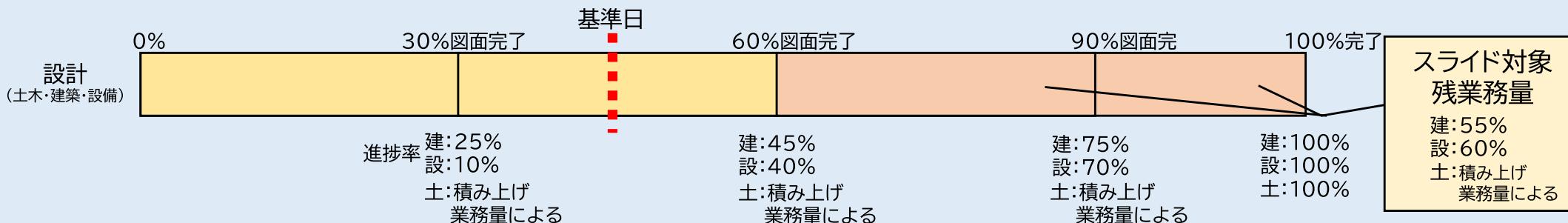
【ECI方式設計業務】



●現行

全ての技術業務(設計・調査・事業監理など)に適用

スライドの対象となる残業務量と基準日



※建築・設備については、各段階における出来形について、設計コンサル数社から実績を確認し、進捗率を定めた。これにより、設計途中においてもスライド適用が可能となる。

事業監理等の業務の場合は、基準日より後の業務数量の積み上げにより残業務量を算出する。

5. 技術業務における旅費の実費精算について

背景

業務における旅費について、昨今の宿泊料金の高騰により、建設コンサルタント業界から「定額」ではなく、「実費」による精査の要望があったところ。

業務における交通費及び宿泊費の積算は、これまで旅費規程を参考に算出してきたところであるが、これを実費精算とすることとし、関係する積算基準類を改正。

(4月1日以降に適用することとし、既契約業務においても、受注者との協議により実費精算とすることとした。)

概要

宿泊・滞在となる業務を実施する場合の交通費等について

	現行	改正
交通費	旅費規程を参考に算出(場所毎に定額) (公共交通機関利用)	公共交通機関、レンタカー、社用車など実際の利用に合わせた実費精算 当初積算時は、公共交通機関利用を標準
現地車両	社用車の燃料代と損料を計上	社用車、レンタカーなど実際の利用に合わせた実費精算 当初積算時は、社用車の燃料代と損料を標準
宿泊費	旅費規程を参考に算出(定額)	実際に宿泊したホテル料金による実費精算 当初積算時は、旅費規程に基づく基準額を標準
宿泊手当 (日当)	旅費規程を参考に算出(定額)	旅費規程を参考に算出(定額) ※金額改正あり

また、移動に伴う技術者の拘束費について、建築及び設備の業務の場合、「特別経費」に計上していたが、技術者の人件費であることから「直接人件費」として計上するよう改正する。

なお、通勤で行う業務の交通費は、これまでどおり、歩掛り計上やライトバン燃料代及び損料を計上するものとし、原則、実費精算は行わない。

実費精査の概要(宿泊・滞在の場合)

【交通費】

●公共交通機関の利用について

- ・移動時間、往復料金などに考慮し、一般的な旅券の購入を行う。
- ・鉄道利用の場合、旅券を購入した際の領収書を提出すること。なお、特急券及び急行券の割増旅券の利用も可能。
- ・バス利用の場合、旅券を購入した際の領収書又は公共交通料金検索アプリなどによりバス料金が証明できる書類を提出する。
- ・航空機利用の場合、旅券を購入した際の領収書及び搭乗証明書を提出すること。
- ・船舶利用の場合、旅券を購入した際の領収書又は公共交通料金検索アプリなどにより船舶料金が証明できる書類を提出する。

●レンタカーの利用について

- ・現場までの公共交通機関利用が不便で移動時間を要することや現場から最寄りの公共交通機関の駅等まで遠いなど、レンタカー利用の必要性が生じる際は、レンタカー利用も可能。
- ・レンタカーを利用した際は、レンタカーレートの領収書を提出すること、また、ガソリン代については、返却前の給油代領収書を提出する。
- ・車両のグレードは、業務用ライトバン1,500cc相当を標準とする。
- ・レンタカー利用について、業務以外に利用することは認めない。

●社用車及び私用車の利用について

- ・有料道路料金は領収書を提出する。なお、社用車及び私用車を利用した場合のガソリン代については、以下のとおり計上する。
現地までの移動1往復当りのガソリン代:会社から現地基地等までの移動距離km(往復)×16.3円(税抜き)

●その他

その他、通常の移動手段がない離島などにおいては、実際に必要となった理由と領収書を提出する。

【宿泊費】

●宿泊したホテルなどの領収書を提出する。

宿泊費は、防衛省所管旅費取扱規則宿泊費基準額以内を原則とする。ただし、現場付近において、複数(3軒程度)のホテルの空き部屋及び宿泊代を確認したが、宿泊可能なホテルが、その基準額を超える場合は、領収書以外に、検索結果など宿泊の必要性を証明できる資料を確認した上で、実費精算を行う。

●宿泊の領収書等には、食事の有無を記載したものとする。

長期滞在のため、賃貸アパートなどに宿泊する場合は、家賃、敷金礼金などが記入された不動産会社との契約書類などを提出する。なお、宿泊者が生活に必要とする費用(光熱水量、食費など)は含まれない。また、その合計額から業務のために必要となる宿泊日数で除した宿泊1回あたりの単価は、防衛省所管旅費取扱規則宿泊費基準額の範囲内とする。

【宿泊手当】

宿泊代に食事代が含まれる場合は、「宿泊手当」に含まれる食事代に相当する費用を差し引くこととする。

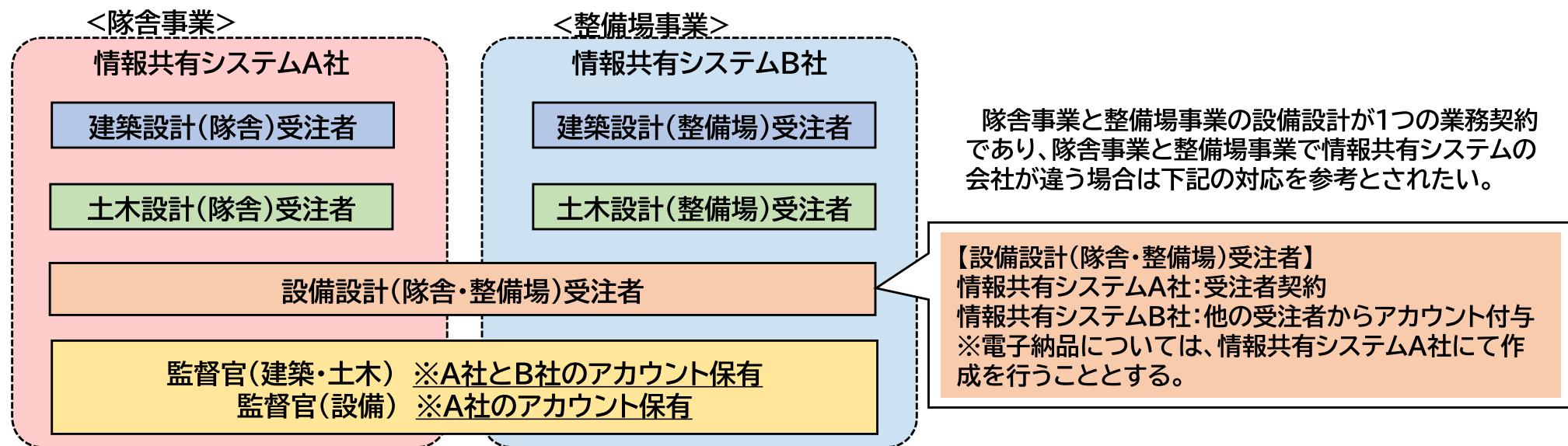
6. 技術業務における情報共有システム等の活用について

背景

建設工事において活用している情報共有システムについて、技術業務においても活用を拡大することで、関係書類の押印省略、削減及び簡素化並びに書類授受の省力化等を図り、業務の効率化を推進。

Web会議システムの活用により、打合せや各種会議において、受発注者双方の移動時間による負担を軽減し、意思疎通を円滑に行うことで、業務の効率化を推進。

業務イメージ



活用例

●情報共有システム

- 既存図等の大容量データの受発注間での授受
- 各種会議資料の迅速な情報共有

●Web会議システム

- 多くの関係者が参加する設計会議
- 受発注者間の打ち合わせ

※原則すべての業務が対象(秘密にかかる設計業務を除く)

7. 猛暑を考慮した工期設定について

背景

近年の熱中症による死亡災害の多発を踏まえて、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症対策の強化が定められた。

これを踏まえ、今後発注する建設工事については、工事建設業従事者等の熱中症予防対策のため、「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定。

また、工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能とするよう措置。

なお、熱中症対策に係る費用については、令和6年6月27日付防整技第15106号「建設工事における熱中症対策に係る費用について(通知)」【一部改正予定】により適切に計上する。

※既契約工事については設計変更により対応することとして措置。

猛暑による作業不能日数

■ 猛暑による作業不能日数は、工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均。工事発注当初の工期に見込むとともに、現場説明書及び設計図書に明記

■ WBGT(暑さ指数)は Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略称。熱中症を予防することを目的として、人間の熱バランスに影響の大きい、①気温、②湿度、③日射・輻射など周辺の熱環境の3つを取り入れた温度の指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示される。31以上は「危険」とされている

■ 暑さ指数(WBGT)の算定式

$$\text{暑さ指数 (WBGT)} = 1 : 7 : 2$$

乾球温度 (気温) 湿球温度 (湿度) 黒球温度 (輻射熱)

◆ 猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区※1の場合)

○ 4～10月の全てを工期に含む場合※2

年	WBGT値31以上の時間※3(h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※1 東京観測所の数値を使用

※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用

※3 4～10月の各日(土日祝・夏季休暇(3日)を除く)の8時～17時のWBGT値31以上の時間

猛暑による
作業不能日数
9日間

実際に発生した猛暑による作業不能日数が著しく乖離した場合の対応

<工期延長で対応する場合>

(建築工事及び設備工事の場合)

- ・工期延長期間を工期Tに加算し、共通費に反映

(土木工事の場合)

- ・当該日数に係る増加費用を「土木工事積算価格算定要領」の「工事の一時中止に伴う増加費用」の算定に準じて適切に算定

<工期延長で対応できない場合>

工期を厳守すべき建設工事等において、工期延長に応じることができない場合は、受発注者間で協議の上、工期厳守に必要な追加費用(工期短縮に要する費用等)を適切に計上

熱中症対策に係る費用について

<標準的な内容>

(建築工事及び設備工事の場合)

- ・共通仮設费率及び現場管理费率等に含まれる

熱中症飴、タブレット、経口補水液、空調服、
作業場用大型扇風機、送風機、製氷機、ドライミスト 等

(土木工事の場合)

- ・工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費を補正

熱中症飴、タブレット、経口補水液、空調服、
休憩車、日除けテント 等

<別途積上げる内容>

(建築工事及び設備工事の場合)

- ・設計変更で対応

遮光ネット(足場に設置するものに限る) 等

(土木工事の場合)

- ・現場環境改善費に積上げ

作業場用大型扇風機、送風機、製氷機、ドライミスト 等

入札・契約制度関係

建設工事に係る契約保証を役務的保証から金銭的保証へ変更

01

参加表明段階での技術者の資料を求めるない方式の試行

02

建設工事等の受注機会の確保に関する主な取組

03

1. 建設工事に係る契約保証を役務的保証から金銭的保証へ変更

概要

- ◇ 防衛省が発注する建設工事の契約保証は平成9年以降、すべての建設工事において役務的保証（請負代金額の30%以上）を適用
- ◇ 地方自治体等の要望や入札の不調・不成立の抑制のために平成26年8月以降、基準額以上又は特段の事情があると認められる工事には役務的保証（請負代金額の30%以上）、それ以外の工事は金銭的保証（請負代金額の10%以上）を適用
- ◇ 前回の見直しから10年が経過し、
 - ①自衛隊施設の強靭化事業の推進に伴い、発注ロットが大型化しており、JVや資力のある大企業の受注が増加していること
 - ②役務的保証は保証事業者が限定されることなどから、入札参加者の増加にもつながるので見直しを行う

（見直し案）

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1)基準額以上の工事 | ⇒ 請負代金額の10分の3以上の金銭的保証〔第4条（A）〕 |
| (2)基準額未満の工事 | ⇒ 請負代金額の10分の1以上の金銭的保証〔第4条（A）〕※1 |
| (3)役務的保証によらざるを得ない事情があると認められる工事※2 | ⇒ 請負代金額の10分の3以上の役務的保証〔第4条（B）〕 |

※1 これまで基準額未満の工事のうち、期日が決まっている工事は役務的保証を求めていたところ、原則、全て金銭的保証とする

※2 事情があると認められる工事は、役務的保証の対象となっている工事の追加工事など

＜適用＞ **令和7年10月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用**

2. 参加表明段階での技術者の資料を求める方式の試行

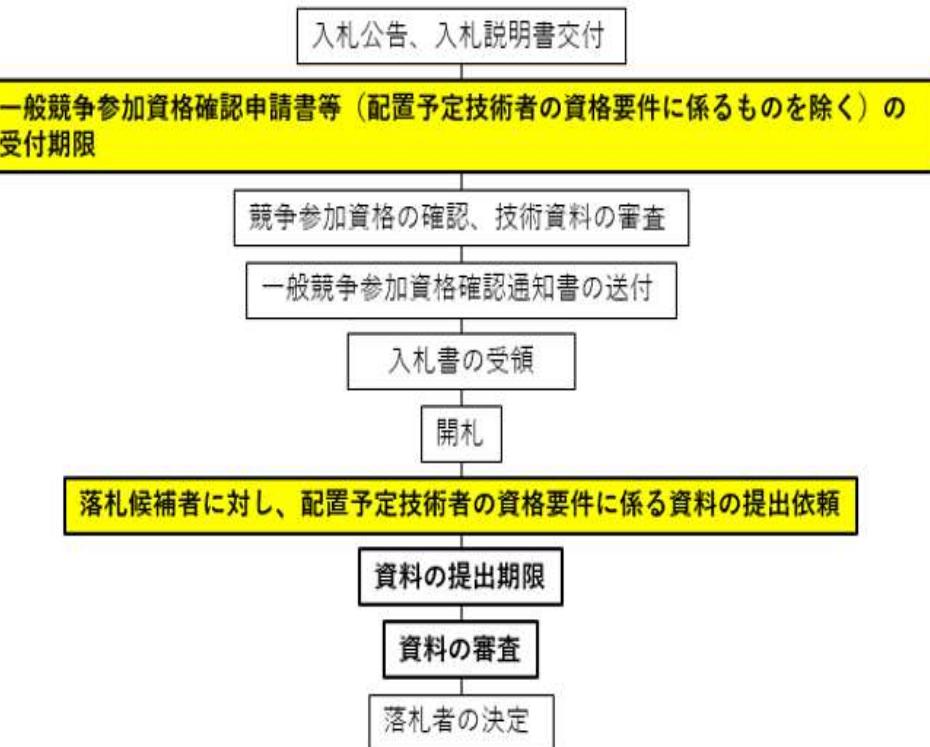
概要

配置予定技術者の評価を行わない技術提案評価型（基準額以上）において、配置予定技術者の申請資料提出期限を落札前まで延伸することで、参加表明者側で契約手続きの終盤まで配置予定技術者の選定が可能となるとともに、配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出を、落札候補者のみに求ることで、企業側の事務負担を軽減。

メリット

- ・発注者の資格審査業務の負担軽減にも寄与
- ・競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の決定までの約3ヶ月は配置予定技術者が拘束されず
- ・落札候補者は、落札者の決定まではペナルティなしで辞退可能

【手続きフロー】



適用局：北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局で試行し、その効果を検討する。

3. 建設工事等の受注機会の確保等に関する主な取組

防衛省においては、多くの方に入札に参加して頂けるよう、年度途中でも隨時、様々な取組を行っているところです。令和5年度以降、現在までに行っている取組は以下のとおりです。

- NEW** 1 建設工事に係る契約保証を役務的保証から金銭的保証へ変更 <https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/202509a.pdf>
建設工事の契約保証を役務的保証(請負代金額の30%)から、原則、**金銭的保証(請負代金額の30%)に変更**(令和7年10月1日以降の入札公告等から適用)
- NEW** 2 参加表明段階での技術者の資料を求めない方式の試行 <https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/202509b.pdf>
建設工事のうち、WTO基準額以上の工事の資格要件となる**配置予定技術者の資料提出を落札候補者のみに限定**(令和7年10月1日以降の入札公告等から適用)
- 3-1 技術者の要件緩和 <https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/oohabakanwa.pdf>
https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/kanwa_202501.pdf
・配置予定技術者に求める施工経験については、これまで施工規模を求めていたが、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、規模の要件を廃止
・配置予定技術者に求める施工実績について「**現場施工期間の2分の1以上の期間に従事**」へ緩和
- 3-2 施工実績(経験)に関する要件緩和 <https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/youkenkanwa.pdf>
地元企業や専門工事業者の参入を促進するため、元請け受注だけでなく、**防衛省発注の総合発注工事における一次下請けの施工実績も同種工事の施工実績とし、要件を緩和**
- 3-3 技術提案書作成枚数の見直し <https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/202502a.pdf>
技術提案書を求める工事について、技術課題は1又は2とし、**1課題あたり提案数を最大5つまで**としていたが、**最大3つまでに見直しを行い、作成に係る負担を軽減**
- 3-4 最適化事業(ECI方式)における共同企業体(JV)の構成員数の制限の緩和 https://www.mod.go.jp/j/budget/release/pdf/saitekika_bid_eci.pdf
共同企業体(JV)の構成員数は、これまで2ないし3社であったところ、共同企業体に関する制度を踏まえつつ、**地元企業を含む数多くの企業(最大10社)が参加できる共同企業体を組成できるよう、構成員数の制限を緩和**
- 3-5 最適化事業(ECI方式)における地元企業の活用 https://www.mod.go.jp/j/budget/release/pdf/saitekika_bid_eci.pdf
・**評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成に応じた加点を設定**
・**参加条件に地元企業への一定程度の下請発注率を課すことや、評価基準に地元企業に対する下請発注率に応じた加点を実施**



3-1. 技術者の要件緩和

監理技術者等の従事期間の大幅な緩和について [令和7年1月]

当省発注の防衛施設整備工事において、入札公告等に求める、配置予定技術者の実績における従事期間は『原則、着工から完成まで従事していること。』としています。今般、技術者の扱い手確保及び働き方改革等の観点から、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求められる参加要件の大幅な緩和を実施します。

【現状】

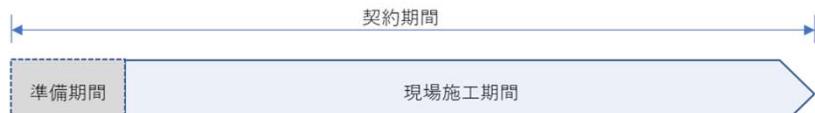
企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績(規模は求めない)とし、原則着工から完成まで従事していること。

【緩和措置後】

企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績(規模は求めない)とし、**現場施工期間の1/2以上**の期間の経験を有していること。

(現場施工期間とは契約期間のうち準備工事期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。)

【改正前】



【改正後】



【適用時期】

令和7年2月1日以降に入札公告を行う建設工事を対象に適用します。

建設工事における監理技術者等の参加要件の大幅な緩和について

当省発注の建設工事においては、これまで工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の経験を求めていました。

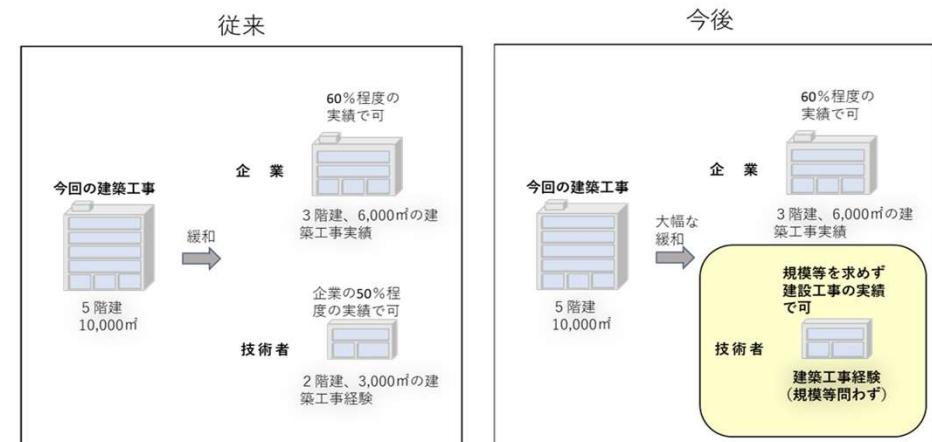
今般、監理技術者等の不足による入札不成立対策、技術者の扱い手の確保及び働き方改革等の観点から、令和5年11月15日以降に入札公告または手続き開始の公示を行う建設工事を対象に、次のとおり受注企業の支援を前提として監理技術者等に求める経験の大幅な緩和を行うこととします。

手続きの概要

発注する工事に求める配置予定技術者の「経験」について、次を条件として企業に求める施工実績に比して大幅な緩和を行います。

- ①一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は監理技術者等を支援し、品質を確保する旨の誓約を提出する。
- ②工事受注者は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出する。

緩和のイメージ図



3-2. 施工実績（経験）に関する要件緩和

建設工事に係る企業の施工実績及び

配置予定技術者の施工経験に関する要件緩和について

各地方防衛局等が発注する建設工事では、一般競争入札等の競争参加資格において、参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての施工実績（経験）を求めています。

他方、現在、建設工事の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているものの、元請け受注でないことから入札に参加できない場合もあると承知しており、このような状況を改善するため、令和5年8月1日以降に入札公告または手続開始の公示を行う建設工事を対象に、次のとおり企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験について要件を緩和することとします。

一次下請けとしての実績（経験）の採用

従来の元請けとして完成・引渡しが完了した工事に加え、防衛省発注の総合発注工事※の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事についても、実績（経験）として採用することとします。

※総合発注工事とは、建築工事、土木工事、電気工事、機械工事及び通信工事の5職種のうち、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいいます。

技術評価における要件緩和、評価基準等

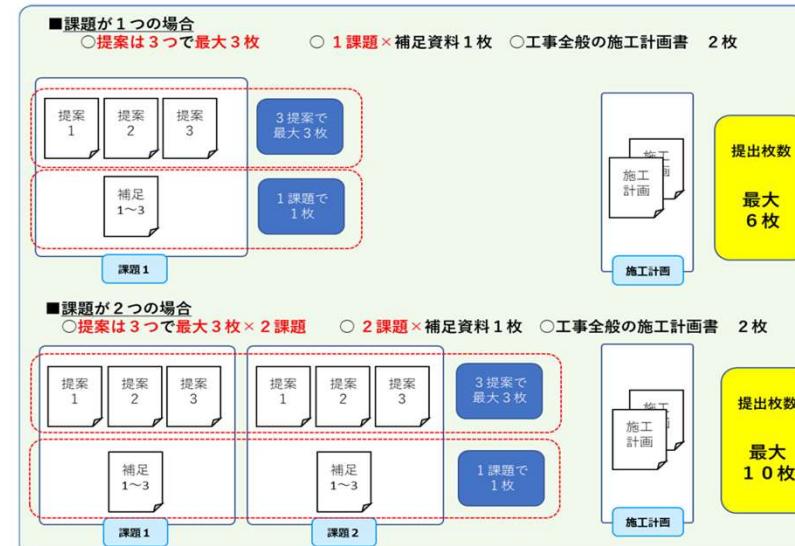
評価区分	評価項目	評価細目	要件緩和
企業の能力	同種工事の施工実績	同種工事であれば、元請けのほか防衛省発注の総合発注工事の一次下請けの施工実績も評価	
	工事成績	対象工事と同一工種であれば、元請けとしての工事のほか、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の工事成績も評価	
	優秀工事等顕彰等の実績	元請けとしての工事のほか、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の顕彰等の実績も評価	
	難工事の工事実績	元請けとしての難工事のほか、当該発注機関における防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した難工事の工事成績も評価	
企業の施工能力	資格	【変更なし】	
	同種工事の施工経験	同種工事であれば、元請けのほか総合発注工事の一次下請けの施工経験も評価 なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験があるものについて評価対象	
	工事成績	対象工事と同一工種であれば、元請けとしての工事のほか、総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の工事成績も評価 なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験があるものについてのみ評価対象	
	優秀工事等技術者顕彰等の実績	【変更なし】	
配置予定技術者の能力	難工事の工事実績	元請けとしての難工事のほか、当該発注機関における防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した難工事の工事成績も評価 なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験があるものについてのみ評価対象	
	その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ	【変更なし】

3-3. 技術提案書作成枚数の見直し

総合評価落札方式における技術提案書の枚数見直しについて [令和7年2月]

防衛施設整備に係る建設工事において、技術課題は1工事当たり1又は2課題を標準とし、1課題に対する提案数が最大5つとなっていましたが、課題数については変更せず技術提案数を「1課題あたり最大3つまで」と変更します。なお、課題数は1又は2課題とし、工事規模（※）により選択できるようにしています。

（※）例えば金額は大きくても大規模な舗装工事や構内通信線路工事のみとなっているような単一的な工事については、1課題。多数の工種で構成される大規模かつ複合的な工事については2課題。



【適用時期】

令和7年2月26日以降に入札公告または手続き開始の公告を行う工事を対象に適用する。

3-4. 最適化事業（ECI方式）における共同企業体（JV）の構成員数の制限の緩和

最適化事業のECI方式における共同企業体（JV）の構成員数制限の緩和について

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体を組成する

共同企業体の構成イメージ

・参加企業の資格（例）：

単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」1,200点※以上であること。また、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「C」以上の格付を受けていること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」830点※以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」870点※以上のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員に「建築一式工事」又は「土木一式工事」990点以上の者を1社以上含むこと。

特定建設工事共同企業体の構成員数は○社までとする。

※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

共同企業体の構成員に地元企業を含む場合に加点する

3-5. 最適化事業（ECI方式）における地元企業の活用

最適化事業のECI方式における評価基準

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目		評価基準	配点
技術提案	技術協力業務に関する提案	理解度	10点
		実施手順及び実施体制	10点
	主たる事業課題に関する提案	的確性	30点
		実現性	15点
		的確性	30点
		実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点
		実現性	10点
		小計	140点
その他	地域貢献度	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10点
		単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合	0点
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。	
		※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。	10点
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。	8点
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。	6点
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。	4点
	地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。	2点
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。	0点
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。	欠格
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。	
		※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。	
		※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	
		※単体又は共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地产品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。	
		合計	160点